

議員提出議案第3号

桑名市議会議員の期末手当及び政務活動費の特例に関する条例の制定について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年5月1日 提出

提出者	桑名市議会議員	辻内 裕也
	同	渡邊 清司
	同	満仲 正次
	同	松田 正美
	同	石田 正子
	同	畑 紀子
	同	伊藤 研司
	同	倉田 明子
	同	森下 幸泰
	同	南澤 幸美
	同	愛敬 重之
	同	水谷 憲治
	同	佐藤 肇

桑名市議会議員の期末手当及び政務活動費の特例に関する条例

(期末手当の特例)

第1条 桑名市議会の議長、副議長及び議員に係る令和2年6月並びに同年12月に支給する期末手当の額は、桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年桑名市条例第43号）第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、10万円を減じた額とする。

(政務活動費の交付額の特例)

第2条 桑名市議会における会派の所属議員及びいずれの会派にも所属しない議員に係る令和2年6月分から令和3年3月分までの政務活動費の月額、桑名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成23年桑名市条例第15号）第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による月額から、2万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 考

(制定のあらまし)

桑名市議会の議長、副議長及び議員の令和2年6月並びに12月に支給する期末手当について、10万円を減額して支給するため及び会派の所属議員及び議員の令和2年6月分から令和3年3月分までの政務活動費の月額について2万円を減額して交付するための条例を制定するものであります。